

(財)民間都市開発推進機構の拠出金による助成
(NPO元気なまちづくり助成)事業の骨子(案)

1 事業概要

目的	県内においてNPOが行う「元気なまちづくり」の施設整備・改修・保全事業に対して助成し、地域に根付いたNPO活動の発展や、住民参加型のまちづくりを推進することを目的とする
応募資格	・埼玉県認証NPO法人(平成20年4月1日現在、設立登記が完了し、活動を行う区域が主として埼玉県内であること) ・内閣府認証NPO法人(埼玉県内に主たる事務所を有し、主に県内で活動していること)
事業実施期間	内定の日から平成21年2月末日まで
助成対象経費	施設等の整備・改修・保全事業に直接必要な経費(別紙)
申請回数制限	同一法人が助成を受けるのは1回限りとする
財産処分制限	助成金により改修した施設等の財産は、助成事業完了後5年以内の処分不可

2 助成メニュー

	(1)	(2)
助成区分	活動拠点の整備事業	地域資源の活用事業
対象事業	共助意識を高め、住民交流を促進するために、NPO自身の活動拠点を埼玉県内に新たに整備する事業	歴史や自然など地域の資源を再評価し、郷土の誇るべき魅力としてまちづくりに活かすNPOの活動で、埼玉県内に施設を整備・改修・保全する事業
助成限度額	100万円	500万円
補助率	10/10	4/5以内

3 審査基準

	審査項目	評価の視点
1	目的の的確性	「元気なまちづくり」の事業趣旨を踏まえた的確な事業となっているか
2	地域貢献性(元気力)	地域社会において事業の必要性が高く、地域の市民に恩恵が十分に見込まれる内容であるか 事業企画がまちを元気にする魅力あふれた内容となっているか
3	計画の実現性	十分な実施体制(事業スケジュール、資金計画)であり、事業の実施について十分に担保が取れている計画となっているか
4	継続発展性	本事業実施後の施設の活用計画について、団体の活動や地域の活性化につながる可能性をもったものであるか また、施設の維持管理のための資金計画が、今後も十分に活動が継続していくと見込めるか
5	費用対効果	助成金が有効に活用される事業計画内容か 団体の自助努力や経費節減のあとがみられるか